

◎ **宮漁調委指示第24号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、
宮崎県の地元海面において、バクダン釣漁具の使用を禁止する。

昭和47年11月18日

宮崎海区漁業調整委員会会長 河野義助